

ナイトクルーズによる周遊性向上事業業務委託 仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名

ナイトクルーズによる周遊性向上事業業務委託

(2) 業務の趣旨・目的

大阪府、大阪市では、「Beyond EXPO 2025」において、水の回廊のさらなる活性化とともに、水辺空間の魅力向上や良好な水辺環境の形成などにより、水都大阪の魅力向上を推進するほか、水都大阪の特性を活かしたナイトコンテンツの充実を図ることとしています。

水都大阪のシンボルである中之島において水上観光を活性化するため、ナイトコンテンツの一つとして、中之島周辺の船着場を活用したナイトクルーズの充実を図り、定着に取り組むことで、府市として民間事業者をけん引し、水の回廊のさらなる活性化、水都大阪の魅力向上に取り組まします。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 17 日(金曜日)まで

(4) 委託上限金額

2年総額 **189,279,000** 円(消費税及び地方消費税を含む)

(各年度の上限額) 令和 8 年度 **94,674,000** 円(消費税及び地方消費税を含む)

令和 9 年度 **94,605,000** 円(消費税及び地方消費税を含む)

2 委託業務内容及び提案を求める事項

(1) 定期ナイトクルーズの企画・運營業務

夜間に中之島を国内外の観光客が船で周遊できるよう、定期ナイトクルーズを企画・運営すること。

なお、本事業でいう定期ナイトクルーズとは、海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)に基づく一般旅客定期航路事業許可を受けて夜間(18時~22時)に運航するクルーズをいう。ただし、一般旅客定期航路事業の許可を受けるまでの間は、同法に基づく必要な許可をもって運航することも可とする。

また、令和 10 年度以降も継続して舟運事業者が事業実施(自走化)できるよう、ターゲットを設定したうえで、運航プランを設定し、コンテンツ等を実施すること。

① ターゲットの設定

- ・ 令和 10 年度以降、自走化することを念頭に、主なターゲット(対象とする客層)を定め、そのターゲットのニーズや特性を踏まえ、運航プランを設定し、コンテンツ等を実施すること。
- ・ ターゲットは、本事業全体で一つに絞るか、それとも例えば航路ごとに設定するなど、複数設定するか、どちらでも構わない。

② 運航プランの設定及び運航

- ・ 上記①で策定したターゲットを基に、中之島における舟運利用の現状や課題等を踏まえた上で、運航プランを設定し、運航すること。なお、運航にあたっては、以下の要件を満たすこと。

ア 航路

- ・ 2航路以上運航すること。ただし、中之島周辺にある、大川（旧淀川・川崎橋より下流部分のみ）、第二寝屋川（弁天橋より下流部分のみ）、堂島川、土佐堀川及び安治川（旧淀川・中之島 **GATE** ターミナルより下流部分を除く）にある船着場を出発または到着、もしくは寄港する航路とすること。



出典：国土地理院ウェブサイト（地理院タイルを加工して作成）

- ・ 航路は、途中寄港することなく、出発した船着場に戻ってくるもの（例：八軒家浜船着場を出発して大江橋付近で引き返し、再び八軒家浜船着場に戻ってくるもの）、出発した船着場と別の船着場に到着し、乗下船後、再び出発した船着場等に向けて出発するもの（例：八軒家浜船着場を出発して中之島 **GATE** ターミナルに到着、乗下船後、再び八軒家浜船着場に戻ってくる、もしくは、ローズポートまで行くもの）、いずれでも構わない。また、寄港地を複数設けても構わない。
- ・ 大阪府が実施する水と光を活かした景観創出事業
（ https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/toshimiryoku/miryokusousyutu_ws/index.html）を鑑賞できる航路を設けること。

イ 運航スケジュール・ダイヤ

- ・ 運航期間は、令和 **8** 年 **8** 月から令和 **10** 年 **1** 月までとする。ただし、関係者との調整状況などを踏まえ、契約締結後、改めて運航期間については発注者と協議を行うこととする。
- ・ 運航日数は、原則、1 航路あたり週 **3** 日以上とする。ただし、週 **1** 日以上運航から開始し、運航期間中に週 **3** 日以上運航を目指す計画でも可とする。この場合であっても、少なくとも 1 航路は週 **3** 日以上運航すること。

(例:①2 航路運航する場合:1 航路は週 3 日以上、もう 1 航路は週 1 日以上)の運航から開始

②3 航路運航する場合:1 航路は週 3 日以上、残り 2 航路は週 1 日以上)の運航から開始)

- ・ 運航日 1 日・1 航路あたりの運航回数は2回以上とする。
- ・ 上記に関わらず、閑散期(12 月 26 日から 3 月 25 日まで)及び天候や護岸工事、行事等やむを得ない事情がある場合には、発注者と協議の上、運休することができる。(特に東横堀川を航路に含める場合、大阪市による護岸改修工事が予定されていることから、工期には注意すること。)なお、天候により運休する場合には、あらかじめ発注者と協議の上、運航中止基準を策定し、本基準に基づき運休する場合には、受注者と舟運事業者との間で調整すること。
- ・ 運航時間帯は、夜間(18 時~22 時)とする。なお、運航中に 18 時を迎える場合は、夜間に運航したものとみなす。
- ・ 運航ダイヤの周期性を持たせるため、できる限り同一の曜日・時間に運航すること。なお、特定日により多く運航することを妨げない。

ウ 運賃

- ・ 航路ごとに自走化を見据えた(自走化の際に徴収を想定する)運賃を設定すること。

エ 使用する船舶の規模等

- ・ 旅客定員 13 名以上の船舶を使用すること。
- ・ 屋根の有無は問わないが、橋梁の下を安全に航行できる船舶であること。
- ・ 使用する船着場によっては、最大全幅や最大全長が指定されているため、管理者等の指示に従うこと。

オ 備考

- ・ 運航プランは、企画提案をもとに、契約締結後、発注者と協議・調整の上、決定する。

③ コンテンツの実施

- ・ ナイトクルーズの集客につながるよう、上記①で設定したターゲットを基にコンテンツを実施すること。
- ・ コンテンツは、デジタル技術を用いたもの(例:AR や VR など)や船内外で実施されるショー(例:ドローンショーやライブパフォーマンスなど)、船内外の装飾(例:船外ライトアップや季節等に応じた装飾など)、船内ガイド(例:近隣の建築物の紹介や歴史の案内など)、飲食の提供(例:抹茶といった日本の伝統的な飲食物や大阪産(もん)の提供など)などといった、船内で体験が可能なものとする。
- ・ コンテンツは、水都大阪の魅力向上やナイトクルーズの認知度向上、乗船客の満足度向上を図るものとする。
- ・ コンテンツの実施期間は、2(1)②イに記載した運航期間とする。実施期間中、毎運航日に実施しなくてもよいが、その場合は、季節やイベントに応じたものにするなど、効果的に実施すること。
- ・ 観覧者や船舶の安全・安心に留意した企画とすること。
- ・ コンテンツ付近に設置する注意喚起の看板やシグナル等、事業を実施するために必要な制作物等は、全て受注者の負担と責任で対応すること。
- ・ 必要に応じて、警察、消防、救急等官公庁との連携・協力を前提とした安全対策にかかる計画

を作成すること。また、安全対策を周知・啓発するため、必要に応じて、チラシの配布・配架やHPへの掲載を行うこと。

- ・コンテンツの運営を終了する際は、原則として、本事業により設置した全ての設備を撤去し、原状に回復したうえで、各管理者の現地確認を受けること。
- ・各施設等の管理上、支障があると各管理者が判断した場合は、受注者は、発注者からの指示に基づき速やかに対応すること。この場合に生じた追加費用については、受注者が負担する。
- ・コンテンツの実施内容は、企画提案をもとに、契約締結後、発注者と協議・調整の上、決定する。

④ 利用促進策の実施

- ・乗船客がスマートフォンなどで容易に乗船チケットを購入できる仕組みの構築や、大阪楽遊パス等、各種パス・企画券でも乗船できる仕組みを導入するなど、乗船客の利便性を図ること。
- ・使用する船着場付近にナイトクルーズの案内看板や運航ダイヤなどを掲示すること。掲示にあたっては、各管理者の指示に従うこと。
- ・夜間に運航するため、最寄駅や近隣施設から船着場への動線が分かりづらくなることから、適宜デジタルサイネージ等の案内サインを設置するなど、誘客するための取組みを実施すること。
- ・本事業の終了時には、原則として、本事業により設置した全ての案内看板等を撤去し、原状に回復したうえで、各管理者の現地確認を受けること。
- ・利用促進策の実施にあたっては、事前に発注者と協議を行うこと。

⑤ 運航支援業務

- ・契約締結後、速やかにナイトクルーズが運航されるよう、舟運事業者を支援する。特に、舟運事業者が早期に一般旅客定期航路事業許可を取得できるよう支援すること。
- ・受注者が保有する販売チャネルを活用するなど、ナイトクルーズ商品の販売を促進する取組みを実施すること。
- ・より多くのナイトクルーズが定着するよう、**2(1)②**で設定した運航プラン以外のナイトクルーズを試行運航するなど、運航プラン等の充実に努めること。試行運航するナイトクルーズについては、**2(1)②イ~エ**の要件を満たす必要はなく(ただし、**2(1)②イ**に定める運航時間帯は遵守すること)、定期ナイトクルーズを運航する舟運事業者以外の船舶を使用しても構わない。
- ・魅力的なコンテンツの設置・運営や広報の強化等を図り、ナイトクルーズの定着をめざすため、発注者が支払う委託料とは別に、企業協賛等の財源確保を行うことも可とする。ただし、発注者が支払う委託料を協賛金獲得にかかる費用に充当しないこと。
- ・効果的に定期ナイトクルーズを運航できるよう、令和**8**年度は**1**回以上、令和**9**年度は**2**回以上、利用者アンケートや舟運事業者へのヒアリングを実施するなど、将来的な自走化に向けての効果測定を実施すること。
- ・運航支援業務の実施にあたっては、事前に発注者と協議を行うこと。

⑥ 実績報告書作成業務

- ・運航実績や効果測定結果等について、発注者の求めに応じて、定期的に報告を行うこと。

- ・ 報告時期や報告方法等の詳細は、発注者からの指示に従うこと。

【提案を求める事項】

- ・ 主なターゲット(対象とする客層)を提案してください。なお、ここで提案するターゲットのニーズや特性を踏まえて次に示す運航プランやコンテンツ等を提案してください。
- ・ 運航プランについて、令和 **10** 年度以降の自走化に向けて、以下の項目を中心に、具体的に提案してください。
 - (1) 航路ごとの運航経路、発着又は寄港する船着場
※運航経路が分かる図を添付してください。
 - (2) 航路ごとの運航曜日(1 週あたりの運航日数)・運航日 **1** 日あたりの運航便数及び運航時間(タイムスケジュール)
 - (3) 航路ごとの運賃
 - (4) 使用船舶(舟運事業者名、船名、旅客定員数等)
- ・ 水都大阪の魅力度向上やナイトクルーズの認知度向上、乗船客の満足度向上を図るためのコンテンツについて、令和 **10** 年度以降の自走化に向けて、内容や実施時期について具体的に提案してください。
- ・ 利用促進策について、具体的に提案してください。
- ・ ナイトクルーズ商品の販売を促進する取組みを具体的に提案してください。
- ・ 企業協賛等により、発注者が支払う委託料とは別に財源確保を行う場合、その方策、目標とする金額を提案してください。
- ・ 効果的に定期ナイトクルーズを運航できるよう、効果測定の方法について具体的に提案してください。

(2) 広報業務

本事業を効果的に宣伝し、水都大阪の魅力を発信するため、また国内外からの集客を図るため、令和 **8~9** 年度の2か年にわたる戦略的な広報・プロモーション計画を策定し、発注者の承諾を得たうえで、実施すること。

- ・ 事業の実施にあたっては、事前に日本語版、英語版、中国語版、韓国語版等の多言語に対応した本事業専用のホームページを開設すること。なお、ホームページ開設にあたっては受注者でサーバーをレンタルするなどして対応することとし、費用はすべて受注者の負担とする。
- ・ 国内外の観光客に対して周知するため、**SNS** を活用したプロモーションなどを実施し、注目度を高めるものとする。
- ・ 本事業と連携して大阪府が実施する水と光を活かした景観創出事業を含めた水都大阪全体の広報についても併せて実施し、水都大阪の魅力を国内外に発信すること。実施にあたっては、契約締結後、発注者と協議を行うこと。
- ・ 本事業に関連する報道、新聞記事、各紙(誌)に掲載された記事(Web 情報含む)、テレビ等での放送動画について、それぞれ取りまとめること(掲載社(者)・掲載日・発行部数等)。またテレビ等での放送動画については、電子データとして保存すること。取りまとめにあたっては著作権に留意すること。

【提案を求める事項】

- ・ 本事業を効果的に宣伝し、水都大阪の魅力を発信するため、また国内外からの集客を図るための、令和 8~9 年度の2カ年にわたる戦略的な広報・プロモーション計画を提案してください。
- ・ 広報媒体、頻度（回数）、他事業との連携内容、多言語対応、メディアに取り上げてもらう戦略等について具体的に提案してください。
- ・ その他、本事業の目的を達成するため効果的な広報や工夫点があれば提案してください。

(3) 安全対策、業務実施スケジュール及び実施体制等

上記(1)・(2)について、事業委託期間内に安全で計画的かつ効率的に進行できるよう、発注者と協議の上、計画を立てて進行管理を行うこと。

【留意点】

- ・ 乗船客や他の船舶に危害が及ぶことのないよう、安全対策を十分に講じた上で、実施すること。
- ・ 業務実施スケジュールは、実現可能なものを提案すること。
- ・ 本業務を円滑かつ適切に実施するために必要なスキルと経験を有する人員を配置すること。
- ・ 業務の履行にあたり取り扱う個人情報について、関係法令等に基づき、適正に管理すること。
- ・ 「大阪府からの受託業務に係る個人情報の適正管理のポイント」を精読のうえ、遵守すること。
- ・ 個人情報漏えい時における体制の確保を図ること。
- ・ 本事業実施にあたり、必要な申請及び各管理者や特定非営利活動法人大阪水上安全協会などの関係機関との調整等、必要となる手続きは受注者が行うこと。なお、その際に必要な費用はすべて受注者の負担とする。

【提案を求める事項】

- ・ 安全対策の具体的な取組みを提案してください。
- ・ 本業務を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案してください。
- ・ 安全で計画的かつ効率的に遂行できる体制について提案してください。なお、本業務全体を統括する責任者について、既に決定している場合は明記（所属、役職、業務実績等）すること。未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。
- ・ 提案事業者の強み（類似の運営実績、企業ネットワーク、専門性、独自性など）があれば記載すること。

3 委託業務実施上の留意点

- ・ 受託者は、契約締結後、事業の実施及び業務の具体的な内容について、発注者と協議の上で決定すること。
- ・ 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・ 受託者は、事業開始時まで業務実施計画書を発注者に提出すること。
- ・ 事業実施状況については、発注者に随時報告すること。

4 成果物の提出

受託者は、各年度の業務完了後、以下の資料を契約期間内に発注者に提出すること（詳細は、別途受託者に指示する）。また、成果物は、印刷物の外、PDF ファイル形式等の電子データでも提出すること。

なお、当該電子データは、今後大阪府・大阪市において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

ア 令和 8 年度（期日：令和 9 年 3 月 19 日）

- ① 実施報告書
- ② 写真台帳
- ③ 効果測定結果（令和 8 年度分）
- ④ メディア露出取りまとめデータ

イ 令和 9 年度（期日：令和 10 年 3 月 17 日）

- ① 実施報告書
- ② 写真台帳
- ③ 効果測定結果（令和 9 年度分）
- ④ メディア露出取りまとめデータ

5 著作権等の取り扱い

- ・ 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は大阪府・大阪府が保有する。
- ・ 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- ・ 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

6 再委託について

採択された委託事業の一部（ナイトクルーズの運航等）について再委託を行う場合には、府総務部契約局が定める規定に従い、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、発注者の承認を得ること。なお、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合が生じる再委託をすること。

7 その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行すること。

(別 記)

特 記 仕 様 書

I 妨害又は不当要求に対する報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
- (2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第 2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第 3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

(1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

(2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

(3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用

(4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

- (5) 個人情報電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(取得の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第6第2項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件例

- | |
|--|
| <p>(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。</p> <p>(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。</p> <p>(4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。</p> |
|--|

(注) 再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

第 8 (1) 関係 個人情報管理台帳 (例)

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、光ディスク○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。

【契約書記載例】

第○条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

Ⅲ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の2点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元(派遣元)企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元(派遣元)企業が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号)第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。

(用語の定義)

- (1) 「受注業者」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「入札参加停止措置中の者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号)第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 「出向社員等」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。
ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「子会社」とは会社法(平成17年法律第86号)(以下「法」という。)第2条第3号に定めるものをいう。また、「親会社」とは法第2条第4号に定めるものをいう。